

全塾協議会登記規則

第一条 (目的)

この登記規則は、慶應義塾大
学全塾協議会に所属するすべて
の団体（以下所属団体）の登記
すべき事項を公示するための登
記に関する制度について定める
事により、全塾協議会の健全な
運営を保障する事を目的とする。

第二条 (管轄)

登記に関する事務は、全塾協
議会事務局登記員（以下登記員）
が取り扱う。

第三条 (登記員)

この規則における登記員とは、
全塾協議会事務局員から全塾協
議会事務局長により選任された
者をいう。

第四条 (申請の却下)

登記員は、次の各号のいずれ
かに掲げる事由がある場合には、
登記の申請を却下することがで
きる。

- (1) 登記書類に不備があると
き
- (2) 登記書類の内容に、疑義
があるとき

第五条 (申請人)

登記は、当事者の申請又は全
塾協議会の命令がなければする
ことができない。

第六条 (登記簿)

全塾協議会事務局に次の各号
に掲げる登記書類を備える。

- (1) 団体登記簿
- (2) 印鑑登記簿

第七条 (持ち出しの禁止)

登記書類及びその関連書類は、
事変を避けるためにする場合を
除き、事務局外に持ち出しては
ならない。但し、登記簿の関連
書類については、全塾協議会の
命令があつたときは、この限り
ではない。

第八条 (登記書類の滅失と回復)

登記簿の全部又は一部が滅失
したときは、全塾協議会は、一
定の期間を定めて、登記簿の回
復に必要な処分を命ずることが
できる。

第九条 (団体登記)

団体登記において登記すべき
事項は次の各号に掲げる通りと
する。

- (1) 団体名
- (2) 本部所在地
- (3) 設立年月日
- (4) 加盟年月日
- (5) 団体の目的
- (6) 役員

第十条 (印鑑登記)

印鑑登記において登記すべき
事項は次の各号に掲げる通りと
する。

- (1) 団体名
- (2) 本部所在地

- (3) 団体印の印影

第十一条 (登記申請の義務)

所属団体は、次の各号に掲げ
る場合、登記申請を行わなけれ
ばならない。

- (1) 新たに全塾協議会に加盟
したとき
- (2) 登記した事項に変更を生
じたとき
- (3) 登記した事項が消滅した
とき

第十二条 (登記申請の方式)

登記の申請は、全塾協議会事
務局の定める様式に従って、書
面で行わなければならない。

第十三条 (申請期限)

所属団体は、登記すべき事由
の発生から十四日以内にその申
請を行わなければならない。

第十四条 (登記事項証明書)

塾生は、登記簿に記録されて
いる事項を証明した書面（登記
事項証明書）の交付を請求する
ことができる。

第十五条 (登記関連書類の閲 覧)

登記関連書類の閲覧につい
て利害関係を有する者は、そ
の閲覧を請求することができる。

第十六条 (改廃)

この規則を改廃しようとする

場合は、全塾協議会の決議による。

第十七条（施行）

この規則は、平成二十二年十一月十六日から施行する。